



令和9年度

綾部市放課後児童健全育成学級の入級募集について

1 放課後学級の趣旨

綾部市では、**就労等の理由で昼間保護者のいない家庭の児童**を健全に育成するため、綾部市放課後児童健全育成学級（放課後学級）を開級しています。

2 募集期間

令和8年 **11月9日（月）から11月27日（金）まで**

子育て支援課の窓口受付時間は8時30分～17時15分です。（土・日曜日及び祝日除く）

★注意・お願い★

次の方も必ず募集期間内に申し込んでください。

- ・長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみ入級を希望される方
- ・今年度から継続して入級を希望される方

3 放課後学級一覧

※対象学年は全学級1～6年生

放課後学級名	通学校区	定員	所在地
綾部第1～6放課後学級	綾部小学校	各35人	上野町（綾部小学校内）
中筋第1放課後学級	中筋小学校	40人	大島町（中筋小学校グラウンド横）
中筋第2・3放課後学級	中筋小学校	各35人	大島町（中筋小学校内）
豊里第1・2放課後学級	豊里小学校	各40人	栗町（豊里小学校内）
吉美放課後学級	吉美小学校	35人	有岡町（吉美小学校内）
東綾放課後学級	東綾小学校	35人	鷹栖町（旧山家幼稚園）
東八田放課後学級	東八田小学校	35人	上杉町（東八田小学校内）
物部放課後学級	物部小学校	35人	物部町（物部小学校内）
志賀放課後学級	志賀小学校	35人	志賀郷町（志賀小学校内）
上林放課後学級	上林小学校	20人	八津合町（上林小学校内）
西八田放課後学級	西八田小学校	35人	岡安町（西八田小学校隣接地）

4 対象児童

保護者が下記（1）～（4）のいずれかに該当し、同居の親族その他の者も保護育成することができない綾部市内の小学校に通う児童。

（1）昼間に保護者が児童と離れて労働することを常態としている。

※「保護者」とは「同居や同一の世帯の18歳以上65歳未満の方全員」を指します。

（2）入院中もしくは妊娠中または出産後間がない。

（3）同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している。

（4）その他、上記（1）～（3）に類する状態にあると認められる場合。

※求職活動での新規入級申請はできません。お仕事を始めることが決まったらお申し込みください。

利用途中で求職活動・育児休業となった場合は子育て支援課へご相談ください。

5 入級区分

通 年：1年を通じての入級

春休みのみ：学校の春休み中（令和9年4月の春休み）のみの入級

夏休みのみ：学校の夏休み中（令和9年7月と8月の夏休み）のみの入級

冬休みのみ：学校の冬休み中（令和9年12月と令和10年1月の冬休み）のみの入級

春休みのみ：学校の春休み中（令和10年3月の春休み）のみの入級

※土曜日については、保護者及び同居（同じ住所）の家族全員が就労等により子どもを保護育成できないときに希望者のみ利用できます。

※各長期休業中のみについては、月単位でのお申し込みができ、それぞれ併用可能です。

6 開級時間

開 級 日	開 級 時 間
月～金曜日	児童の下校時から午後6時30分まで
長期休業日及び学校振替休業日	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日	午前7時30分から午後6時30分までのうち、保育が必要な時間帯

※延長は行っていないので、**必ず午後6時30分までにお迎えにきてください。**

※児童の安全確保のため、原則保護者等のお迎えとしています。半日開級と一日開級の送迎時において、児童だけの通級はできません。

※気象警報発令やインフルエンザ等により学校が休校している場合は、放課後学級を休級します。
また、放課後学級にいる時間に警報が発令された場合は、安全面から早急に迎えにきていただくをお願いします。

※学級閉鎖している学級の児童や出席停止中の児童は、その期間中の利用はできません。

7 閉級日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (4) 8月13日から15日までの日

※この他に、気象警報が発令された場合と、警報に関わらず、児童の安全確保等のため学校が臨時休校になる場合は閉級します。



8 負担金（単位：円）

《通年利用》 年額60,000円

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5,000	4,000	4,000	7,000	9,000	4,000	4,000	4,000	5,000	5,000	4,000	5,000

《長期休業中のみの利用》

4月(春)	7月(夏)	8月(夏)	12月(冬)	1月(冬)	3月(春)
3,000	5,000	8,000	2,000	2,000	3,000

※春…春休みのみ
夏…夏休みのみ
冬…冬休みのみ

★長期休業中のみの負担金を令和9年度から一部改定します。

改定前：4月2,000円、7月6,000円、8月9,000円、3月2,000円

次項へ続く

※放課後学級に入級する児童が2人以上いる場合

2人目は半額とし、3人目以降は無料となります。

なお、通年利用と長期休業利用を希望される場合の2人目の考え方は、年齢に関わらず、通年利用の児童を1人目と数えます。

※生活保護家庭、ひとり親家庭、保護者が身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は減免制度があります。制度を利用する場合は、減免申請書と手帳の写しをご提出ください。

※負担金のほかに、別途、活動費（行事費用やおやつ代等）が必要になります。

※負担金は月単位の料金となっており、月の途中で入級や退級された場合も**日割り計算はいたしません。**

※利用の有無にかかわらず、放課後学級に在籍している期間は負担金が発生します。

※前月末までに退級の申し出がなかった場合は1日でも過ぎますと負担金が発生します。

9 必要書類

下記の①～③が必要です。

①綾部市放課後育成学級入級申請書（電子申請）

②綾部市放課後育成学級利用に対する同意書（電子申請）

③入級証明書類（下記のとおり）

【③入級証明書類の内訳】

必要書類 入級希望例	(1) 就労証明書	(2) 確定申告の写し等（事業 をしていることがわか る書類の写し）	(3) 親子健康手帳（母子健康 手帳）の写し	(4) 病院（医師）の診断書	(5) ①介護等状況申告書 ②状況がわかる書類（ケ アプラン等）の写し	(6) 学生証の写し
会社勤務等（常勤、パート等）	◎					
自営業・農業	◎	◎				
妊娠、出産			◎			
疾病				◎		
介護・看護（同居の家族の常 時介護・看護）					◎	
学校（大学、専門学校等）						◎

(1) … 就労先で証明を受けてください。

※認定こども園・保育園の就労証明書と同じ様式です。保護者記載欄の施設名・利用中か
申込中（第一希望）の欄は放課後学級には適用しませんので記入不要です。

(2) … 自営業・農業の方は就労証明書と、直近の確定申告書または開業届または営業許可書等の
写しが必要です。

(3) … 親子健康手帳（母子健康手帳）は、出産予定日と母の名前が分かるページの写しが必要です。

- (4) … 病院（医師）の診断書（疾病名、保育が困難な状況、期間を必ず明記したもの）が必要です。
- (5) … ①介護等状況申告書と②同居の親族を常時介護していることがわかる書類の写し（ケアプラン等）が必要です。
- (6) … 学生証は、学校名と氏名が分かるページの写しが必要です。

※入級証明書類は、**入級児童と同じ住所の方（世帯分離や単身赴任を含む）については全員分**（ただし、18歳以下及び65歳以上の方を除く。）の**提出が必要です**。

※利用時点の勤務地等が不明な場合は、入級申請時点の勤務地等の証明書類を提出してください。その後、変更があれば再度証明書類を提出してください。

10 申し込み方法 ※郵送での受け付けは行いません。

電子申請（ロゴフォーム）

入級を希望する具体的理由を証する書類（③入級証明書類）を準備の上、右QRコードを読み取り、募集期間内に電子申請を行ってください。

〔電子申請フォームURL <https://logoform.jp/form/39Fi/1795871>〕



【就労証明書等の原本について】

電子申請で添付した就労証明書等の原本は、提出の必要はありません。

なお、申請後も内容の確認のために原本の提示をお願いする場合がありますので、結果通知が届くまではご自宅で大切に保管してください。

※スマホを持っていない等の理由で電子申請を利用できない場合は、紙での申請を受け付けます。

「9 必要書類」に記載の①②に必要な事項を記入の上、**入級を希望する具体的理由を証する書類（③入級証明書類）**を必ず添えて、募集期間内（土・日曜日及び祝日を除く。）に子育て支援課または各放課後学級へお申し込みください。①～③の必要書類は、子育て支援課または各放課後学級でお受け取りいただくか、綾部市ホームページから様式を印刷してご使用ください。

【綾部市ホームページ】 <https://www.city.ayabe.lg.jp/0000002481.html>

11 連絡事項

- ・入級の決定は、3月上旬に通知します。
- ・新1年生（8年度現在、年長園児）も、令和9年4月1日から利用できます。
- ・これまでに、乳幼児健診等でフォローを受けておられる児童や、病院等の専門機関に関わっておられるなど、集団生活において支援や配慮が必要と思われる児童につきましては、申請時にロゴフォームの記載欄にご記入ください。
- ・入級希望者数によっては、入級を待機していただく場合があります。入級希望者が定員を超過する場合は、通年利用（1年を通じて放課後学級を利用される）の低学年を優先し、受入れを行います。
- ・申請書の記載事項（家族構成、住所、勤務先等）に入級申請中や入級中に変更が生じた場合は、直ちに各放課後学級または子育て支援課にその旨をご連絡の上、必要書類をご提出ください。
- ・負担金に滞納がある場合（兄弟・姉妹の分も含む）は、入級申請を受け付けません。
- ・入級する児童は、「スポーツ安全保険」に加入します。（市負担）
- ・入級する学級を希望することはできません。また、原則年度途中の学級変更はありません。
- ・支援員の指示に従えない、ルールを守って利用できないなど、他の児童の安全や見守りに支障をきたす場合は、退級を命じる場合があります。
- ・放課後学級では勉強を教えることはできません。

問い合わせ先

綾部市 健康こども部 子育て支援課 保育担当

電話 0773-42-7624